

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	50	事業名	中山工業団地拡充整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-4
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(1, 884, 916) 2, 126, 212（千円）	全体事業費	(1, 884, 916) 2, 126, 212（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
川俣町民が継続して定住できる町へ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により雇用機会の創出を図り、避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、町外へ避難した住民の帰還・移住等、特に、山木屋地区への帰還・移住等を促進しなければならない。 このことから、町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能な活力ある経済社会を構築することにより、山木屋地区を含む川俣町全体の復興を加速することが必要である。					
事業概要					
地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じるため、中山工業団地の敷地を拡張する。 中山工業団地の空き区画は、いずれも小規模な空き区画（0.1ha～0.4ha）であり、これまで企業誘致に努めてきたものの、平成 10 年 3 月の造成完了以降、継続して空き地状態であり、企業ニーズに合致していないと考えられる。 本事業では、これら小規模な空き区画について、より広い区画を求める企業ニーズに対応できるよう空き区画を統合・拡張し、約 2ha の区画とすることによって企業を誘致し、雇用機会の創出を促進するものである。 なお、復興庁が令和 2 年度に行った住民意向調査（対象：山木屋地区の世帯の代表者（515 世帯））によると、山木屋地区への帰還意向について、「まだ判断がつかない」と回答した者（7.4%）のうち、山木屋地区への帰還を判断するために必要なこととして、33.3%が「働く場の確保の見通し」と回答しており、本事業により働く場を創出することは、山木屋地区への帰還・移住等を促進することに寄与するものである。					
【川俣町復興計画（第 2 次）P34】					
(2) 商工業の振興					
既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。 <重点事業> ◎工業団地への企業誘致 新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 4 年度・令和 5 年度(基金事業)>					
基金事業として、一部の用地取得、造成工事及びその積算支援業務、配水関係の設計及び工事、これら工事の施工管理業務、確定測量及び登記等を実施する。					

(事業費) 用地費及び補償費 造成工事費 配水設計費 施工管理・積算支援費 測量費（確定等）・登記費	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じる。 中山工業団地は、平成 10 年 3 月に造成完了以降、複数の小規模区画が空き地状態である。本敷地を有効活用し、町内外の雇用の受け皿とするため、早期の整備が必要である。	
関連する事業の概要	
ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置（法人税、固定資産税等の課税の特例）と連携し、新規雇用創出を支援する。 【単年度時事業の内容】 測量・地質調査費 19,076 千円 造成設計費 19,014 千円 用地等価格算定費 7,994 千円	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	53	事業名	復興まちづくり地区公共施設整備事業	事業番号	(1)-10-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費		全体事業費			
	()		()		
	16,823（千円）		16,823（千円）		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
旧避難区域である山木屋地区においては、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除され、現在、329 名の居住者がいるが、当町の他地区と比べて、避難の影響もあり、高齢化率 67.6%と著しく高齢化が進んでおり、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題となっている。 そうした中、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備が求められるが、同地区には災害時に高齢者が安全・安心に避難できる場所がなく、あわせて、地域コミュニティの維持・向上を図るための安心して利用できる施設がないことから、現在の居住者はもとより、町外へ避難した山木屋地区住民の帰還、さらには移住を促進するための一助となる地域防災まちづくり拠点施設の整備を図ることで、山木屋地区のより一層の復興を加速することが必要である。 【川俣町振興計画（第 6 次）】 P34 （6）東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興 山木屋地区については、将来に向けた持続可能な地域づくりが大きな課題です。産業振興と支援、住民が健康で安全・安心に暮らせるための環境整備など、住民に寄り添った復興事業が求められます。					
事業概要					
災害時に安全・安心に避難することができ、また、地域コミュニティの維持・向上を図ることができる地域の防災まちづくり拠点施設を整備する。 施設の整備にあたっては、造成後、建物の建築と駐車場の整備、さらには災害時の活用や通常時に地区で利活用できるような車の乗り入れの可能な防災公園を整備する。 また、東日本大震災での教訓を踏まえ、停電時でも電力供給がされ、地域住民が安心感を得られるよう、再生可能エネルギー（太陽光発電や蓄電池）を備え付けた施設とする。 なお、今回整備した施設は、山木屋地区の指定避難所として指定する予定である。 【川俣町振興計画（第 6 次）】 P76 （2）災害時における支援体制の強化 ●避難所となる公共施設やライフライン、通信設備等の耐震性の確保を図るとともに、防災拠点整備による避難所の確保を推進します。 （3）地域防災力の向上 ●各地区の避難所等において、災害時の電力供給がされるよう、太陽光発電設備や蓄電池、非常用発電機の整備を検討します。					

当面の事業概要
<令和５年度（単年度事業）> 単年度事業として、用地取得に係る不動産鑑定及び用地買収を実施する。 また、建築の配置平面検討業務及び土木の測量業務を実施する。 <令和６年度> 土木工事の測量・調査・設計業務、建築工事の基本・設計業務を実施する。 <令和７年度> 造成工事（管理業務含む）及び建築工事（監理業務含む）を実施する。
地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区の避難指示解除後も、高齢者はもとより、帰還者、移住者が安全・安心で、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、 防災まちづくり拠点施設 の早期の整備が必要である。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	